

東海市広告入り窓口封筒の無償提供に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東海市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広告入り窓口封筒の無償提供の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「窓口封筒」とは市が発行する各種証明書及び届書等の持ち帰り用に市民に提供している封筒であって、広告が印刷されたものをいう。

2 この要領において「無償提供者」とは、窓口封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行うなど広告掲載に係る一連の事業を行い、市に窓口封筒を無償提供する者をいう。

(設置場所)

第3条 窓口封筒の設置場所は、市役所市民窓口課、税務課、収納課、そのほか市民窓口課長が指定した場所とする。

(設置期間)

第4条 窓口封筒の設置期間は、1年間とする。ただし、市長は無償提供者と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

(広告掲載の規格)

第5条 広告掲載の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 窓口封筒の大きさ

ア 角形2号（縦332mm×横240mm）又はA4サイズ対応封筒

イ 角形6号（縦229mm×横162mm）又はA5サイズ対応封筒

(2) 広告枠の規格 表面、裏面ともに封筒面積の30パーセント程度

(3) 市の記載部分 表面、裏面ともに封筒面積の65パーセント以上とし、記載内容は市民窓口課長が指定する。

(無償提供者の募集方法)

第6条 無償提供者の募集は、市ホームページにより行う。

2 募集期間及び提出書類その他募集について必要な事項は募集要項で定める。

(無償提供者の申し込み方法)

第7条 無償提供者は、窓口封筒無償提供申込書（様式第1号）及び窓口封筒無償提供に関する提案書（様式第2号）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（無償提供者の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申し込みがあったときは、申し込み内容等について、業務実績及び信頼性などを総合的に判断し無償提供者を決定する。

2 市長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、その結果を無償提供の申し込みをしたものに対し、窓口封筒無償提供許可・不許可決定通知書（様式第3号）により通知する。

（確認書の締結）

第9条 市長は、前条第1項の規定により決定した無償提供者と窓口封筒無償提供に関して、確認書を締結する。

（広告の審査）

第10条 広告内容の審査は、東海市広告掲載審査会が行う。

（製作上の注意事項）

第11条 無償提供者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 無償提供者は、広告内容及び色、形状等の窓口封筒の仕様について、事前に市と協議し、市長の承認を受けた後に製作しなければならない。

3 無償提供者は、封筒の数量、納品時期及び場所について市長の指示に従わなければならない。

（無償提供者の責務）

第12条 無償提供者は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、すべての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。

2 無償提供者は、広告及び広告主に問題が発生したときは、速やかに市長に通知し、当該封筒を回収し、代替の封筒を提供するものとする。

3 無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において代替の封筒を提供するものとする。

4 無償提供者に第3項による損害が生じても、市は責任を負わない。

(中止)

第13条 市長は、市民等に窓口封筒を提供することが適当でないと認めたときは、無償提供者と協議の上、窓口封筒の提供を中止する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月16日から施行する。